

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本運教第272号
令和5年3月27日
宮城県警察本部長

取消処分者講習実施要綱の改正について（通達）

取消処分者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第2号に規定する講習をいう。）については、「取消処分者講習実施要綱の改正について（通達）」（平成29年3月10日付け宮本運教第260号）により運用しているところであるが、この度、妨害運転等を行った運転者の運転行動の改善を図ることを目的としたディスカッション指導を新たに導入することとしたことに伴い、取消処分者講習実施要綱（以下「要綱」という。）を別添のとおり改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 主な改正点

- (1) 飲酒取消処分者講習以外の講習を実施する場合において、ディスカッション指導の講習科目を行う運転適性指導員については、交通心理学の専門家等による教養を受けることを追加した。
- (2) 指定講習機関に係る押印の手続を要する一部の様式を改め、押印を不要とした。
- (3) 要綱の細目事項について交通部長が別に定めることとした。
- (4) 所要の改正に加え、文言等の整理を行った。

2 施行期日

令和5年4月1日

取消処分者講習実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第2号に規定する取消処分者講習（以下「講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

講習の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 基本的留意事項

1 講習対象者

講習は、法第96条の3第1項に規定する取消処分者等及び同条第2項に規定する準取消処分者等（以下「対象者」という。）を対象とする。ただし、対象者のうち、次のいずれかに該当する者については、飲酒取消処分者講習（以下「飲酒取消講習」という。）の対象とする。

(1) 運転免許（以下「免許」という。）の取消事由に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反が含まれている者

(2) 無免許で飲酒運転の法令違反がある者

2 講習指導員及び運転適性指導員

(1) 講習指導員の要件

交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する講習において、宮城県警察職員の中から交通部長が定める要件に該当する者を講習指導員として必要数確保するとともに、運転適性検査、技能診断等の業務に必要な補助者についても確保するものとする。

(2) 運転適性指導員の要件

ア 運転免許課長は、指定講習機関が実施する講習においては、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第5条各号の要件に該当する運転適性指導員を必要数確保させるものとし、これ以外の者を運転適性指導に従事させないこと。

なお、同条第5号の要件を満たす者は、指定講習機関に関する規則第5条第5号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件（平成14年国家公安委員会告示第36号）により国家公安委員会が指定する講習

(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員(一般)研修をいう。)を終了した者又は公安委員会が行う審査に合格した者とする。

イ 飲酒取消講習以外の講習(以下「一般の講習」という。)を実施する場合には、別に定める講習科目(以下「講習科目」という。)のうち、ディスカッション指導を行う運転適性指導員に、交通心理学の専門家等による教養を受けさせること。

ウ 飲酒取消講習を実施する場合には、アルコールスクリーニングテスト等特定の講習科目を行う運転適性指導員に、アルコール依存症の専門医による教養を受けさせること。

3 講習施設

運転免許課長は、所要の受講者を収容できる必要な教材を備えた教室等を整備し、講習の実施に必要な施設を確保するものとする。

なお、講習を行う施設、教室等については、講習を最も効果的に行うことができるように専用のもを整備するよう努めるものとする。

4 講習用教材

運転免許課長は、府令第38条第2項第3号に基づき、教本、視聴覚教材、自動車等、運転シミュレーター、運転適性検査器材及び実車による指導に必要な器材等の講習用教材を整備するものとする。

5 指定講習機関の指定

指定講習機関の指定を受けようとする一般社団法人若しくは一般財団法人又は指定自動車教習所(以下「一般社団法人等」という。)から指定の申請があった場合には、法第108条の4第1項第1号、規則第5条及び第6条に規定する各要件について、当該一般社団法人等に直接赴いて確認するとともに、法第108条の4第3項各号に規定する欠格事項のいずれにも該当しない一般社団法人等であることの確認を行った後、厳格な審査により指定の可否を判断するものとする。

6 講習対象者の区分

指定講習機関に行わせることができる講習の対象者は、前記1の講習対象者のうち、指定講習機関における講習の適正かつ確実な実施に配意して、運転免許課長が区分するものとする。

第4 講習実施上の留意事項

1 受講申請の受付等

(1) 受講日時の指定等

運転免許課長は、講習に関する受講相談、受講資格の確認及び受講の日時及び場所の指定等の手続を行うものとする。

なお、受講の日時及び場所の指定に当たっては、受講対象者本人であること及び受講資格の確認を確実にを行うとともに、受講者の利便性を考慮し、円滑な

指定に努め、取消処分者講習通知書（別記様式第1号）を交付するものとする。

(2) 受講申請の受付

受講申請は、運転免許課長の指定に基づいて、運転免許課長又は指定講習機関において受け付けるものとする。

(3) 受講申請書類等

受講申請は、取消処分者講習受講申請書（別記様式第2号）のほか、写真2枚を提出させること。

2 講習時間及び実施期間

(1) 講習時間は、府令第38条第2項第5号に基づき13時間とし、一般の講習は、13時間を連続2日間で行うものとする。ただし、やむを得ず連続で実施することができない場合には、近接した日に第2日目を指定する。

(2) 飲酒取消講習は、13時間を2日間で行い、第2日目については、第1日目を起算日として30日を経過した日以降に実施するものとする。ただし、やむを得ずこれにより難しい場合には、第1日目を起算日として30日を経過する日に近接した日に第2日目を指定する。

3 学級編成等

(1) 学級編成の基本

1学級の編成は、1グループ3人を単位として計9人の編成を基準とする。

(2) 講習指導員等の配置

1グループにつき講習指導員又は運転適性指導員（以下「講習指導員等」という。）1人を配置するとともに、1学級につき補助者を1人充てることを原則とする。

なお、指定講習機関にあっては、法第108条の5第1項の規定により、運転適性指導には運転適性指導員以外の者を従事させることはできないことから、補助者についても運転適性指導員を充てるものとする。

(3) 講習学級の細分化

受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、四輪車又は二輪車の学級編成を行うとともに、講習対象者の区分は、原則として、受講者が得ようとしている免許の種類に応じて行うものとするが、当該種類に係る運転技量が著しく未熟な場合等、講習の効果が十分期待できないと認められる場合は、この限りでない。

4 運転適性指導

運転適性指導は、筆記又は口頭による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づき行うものとする。

5 講習指導案

一般の講習又は飲酒取消講習については、前記2の13時間の範囲におい

て講習指導案を作成の上、実施するものとする。

なお、降雪等の悪天候等の事情により予定していた講習科目の実施が困難な場合は、現場の状況により講習科目等を適宜変更するものとする。

6 講習終了証明書の交付

運転免許課長は、講習を終了した者に対し、取消処分者講習終了証明書（別記様式第3号）に受講申請時に提出を受けた写真1枚を貼付して交付し、副本にも同様に写真を貼付して保管するものとする。

なお、指定講習機関において取消処分者講習終了証明書を交付したときは、その写しを運転免許課長を経由して公安委員会へ送付させるものとする。

7 講習終了証明書の再交付

運転免許課長は、講習を終了した者から、取消処分者講習終了証明書を亡失、滅失、毀損等の理由により再交付の申出があった場合には、取消処分者講習終了証明書再交付申請書（別記様式第4号）により申請させた上で、保管している副本の写しを交付するものとする。また、指定講習機関が再交付した場合は、取消処分者講習終了証明書再交付申請書の写しにより運転免許課長を経由して公安委員会に速やかに報告させること。

なお、講習受講後、住所地を他の公安委員会の管轄する地域に移動した者が、取消処分者講習終了証明書の再交付を申請する場合には、現住所地を管轄する公安委員会を経由して、講習を実施した公安委員会又は指定講習機関に申請させるものとする。

第5 指定講習機関に対する指導上の留意事項

1 指定講習機関に対する指導及び監督

運転免許課長は、指定講習機関と連絡を密にしつつ、規則の関連規定に基づき、随時必要な命令、報告又は資料の提出要求、講習の立会検査等を実施するなど、講習が適正かつ確実に行われるよう特段の配慮をするものとする。

2 講習実施に伴う連絡等

運転免許課長は、講習の適正かつ確実な実施及び講習水準の維持及び向上を図るため、規則第18条の規定に基づき、公安委員会と密接な連絡を取るよう指定講習機関を指導するとともに、指定講習機関が講習を実施する上で必要と認められる範囲の情報提供等を行うものとする。

3 講習実施結果の報告

指定講習機関において講習を実施したときは、取消処分者講習実施結果報告書（別記様式第5号）を作成させ、講習終了当日に運転免許課長を経由して公安委員会に報告させるものとする。

4 講習受講済みの登録等

運転免許課長は、講習を実施し、又は指定講習機関から前記3の報告を受けたときは、速やかに講習終了者についての登録、整理等を行うものとする。

第6 その他

1 講習効果の測定

運転免許課長は、講習の効果を測定するため、受講者の受講後における交通違反及び交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努めるものとする。

2 各種事故防止

運転免許課長は、講習中の各種事故防止に万全を期するため、講習指導員等に特段の配意をさせること。

なお、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入させるとともに、指定講習機関において講習に関して発生した各種事故については、速やかに運転免許課長を経由して公安委員会に報告させること。

3 細目事項

この要綱に定めるもののほか、講習の運用に関し必要な事項は、交通部長が別に定める。

取消処分者講習通知書

年 月 日

殿

宮城県公安委員会

あなたの申出により、道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、道路交通法第96条の3の規定により、この講習を受講しなければ運転免許（仮免許を除く。）の受験資格がありません。

記

日 時	
場 所	
用意する物	
服装、履物 等について	
注意事項	
備 考	

取消処分者講習受講申請書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

氏 名		生年月日	年 月 日生			
住 所						
免許欠格期間満了日	年 月 日	免許交付公安委員会	公安委員会			
取消前に取得していた免許の種類 (○で囲むこと。)	大 型	大 特	原 付	中型二	希 望 する 講 習 の 車	四 輪 二 輪 原 付
	中 型	大 自 二	けん引	普通二		
	準中型	普自二	大型二	大特二		
	普 通	小 特		けん二		
※講習日	年 月 日	講習場所				

収 入	収 入
証 紙	証 紙
貼 付	貼 付
箇 所	箇 所

収 入	収 入
証 紙	証 紙
貼 付	貼 付
箇 所	箇 所

第 号

写 真

貼 付

押 出 し

スタンプ

取消処分者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号

に規定する取消処分者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

実 施 機 関

印

- 備考1 写真は、講習前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 2 実施機関は、交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関名及び管理者」とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

<h1>取消処分者講習終了証明書再交付申請書</h1>	
年 月 日	
宮城県公安委員会 殿	
氏名・生年月日	年 月 日生
住 所	
再交付を申請する理由	
受講日・場所	年 月 日

取消処分者講習実施結果報告書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

指定講習機関名
管 理 者

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習を
年 月 日に終了したので報告する。

番号	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所	指導員氏名
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。